

# JR東海労なごや

2015年10月9日 NO.1053  
JR東海労名古屋地方本部  
発行者：山田哲也  
編集者：教宣部

## 業務上過失に問われるのは現場の運転士！

10月1日、会社は組合に「列車へのドライブレコーダーの搭載及び運用開始」について説明を行いました。内容は、昨年の11月から試験的に一部の車両に搭載をしていたドライブレコーダーを来年3月末までに搭載可能な全ての対象車両に搭載を完了する。目的は「触車事故や踏切支障が発生したとき状況把握に活用することで警察の現場検証時間を短縮し早期運転再開をするため」としています。

### すでに昨年「申し入れ」提出済み

名古屋地本は、この問題に対して、昨年11月の試験使用の段階で目的や使用の仕方、将来の問題などで申入れを行っています。しかしその時は試験使用ということで業務委員会は開催されませんでした。

1. ドライブレコーダーの搭載目的を明確にすること。
2. 警察に映像を渡すことでなぜ現場検証の時間短縮に繋がるのか説明すること。
3. ドライブレコーダー映像の所有権は誰が持っているか明らかにすること。
4. 事故後に裁判等が起きた場合に映像を証拠として提出するのか会社の考えを明らかにすること。
5. 音は録らないと明言しているが、その理由と将来にわたり変更しないことを説明すること。
6. 踏切支障時の運転士の対応を映像で見て執務状態のチェックに使うなど、運転情報記録装置と同様な活用を考えているか明らかにすること。

2014年地本申第11号より

最近では触車事故で過失になったことはあまり聞いていませんが、JRになって以降も踏切事故が裁判になり運転士は何度も裁判所で証言をした例もあります。蒸気の時代には多くの事故で運転士が過失をとられたとも聞いています。先達の取り組みにより一方的に責任を追及されるケースは減っているのが現実です。ドライブレコーダー搭載により映像が一人歩きし「気付くのが遅い」ということになれば業務上過失を問われる場合も今より増える可能性もあります。

映像について会社は、警察が持って行くことはかまわない。警察が裁判で使用することもかまわないと説明しました。

### 再びあら探しの道具として使うな！

また、申入れの6にあるように、会社は運転情報装置の導入と同じように初めは運転士には負担がかからないと説明しつつ、すぐに乗務員のあら探しの道具にしてプレッシャーをかける道具として使ってています。このようなことにならないよう強く主張しました。詳しくは地本業務ニュース268を参照してください。